

岐阜県公報

目次

告示

県道の路線廃止

(道路維持課) 二二七^ハ

公示

県営土地改良事業計画の決定
土地改良区の定款の変更認可

(農地整備課) 二二七
(下呂農林事務所) 二二八

告示

岐阜県告示第百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十条第一項の規定により、県道の路線のうち次の路線を廃止したので、同条第三項において準用する同法第九条の規定により告示する。

その関係図面は、令和元年七月十二日から二週間岐阜県土整備部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和元年七月十二日

岐阜県知事 古田 肇

公示

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の

| 整理 番号 | 路線名 | | 起 点 | 終 点 | 重 要 地 な | 備 考 |
|----------|---------------------|---------------------------|--------|--------|------------------|--------|
| | 起 点 | 終 点 | | | | |
| 365 | 和知線 兼山線 兼山停車場 | 加茂郡八百津町和知 兼山停車場(可児市兼山) | | | | |

県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の
写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年七月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | |
|----------|---------|------------------------------------|
| 施行に係る地区名 | 縦 覧 場 所 | 縦 覧 期 間 |
| 東白川地区 | 東白川村役場 | 令和元・ 八七・一二から 同令元・ 八七・一三まで |

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土
地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和元年七月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

| | |
|-------------|-----------|
| 土 地 改 良 区 名 | 認 可 年 月 日 |
| 小坂第一土地改良区 | 令和元・七・一二 |

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土
地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和元年七月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

| | |
|-------------|-----------|
| 土 地 改 良 区 名 | 認 可 年 月 日 |
| 小坂第二土地改良区 | 令和元・七・一二 |

令和元年七月十二日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社